

I いじめ防止等の対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 基本理念

すべての生徒は、学校・家庭・地域にとって、かけがえのない存在であり、健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いです。

生徒は人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。しかし、ひとたび生徒の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因になりかねません。生徒にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要があります。

そこで本校では、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示します。

- (1) いじめはどの生徒集団にも起こる可能性がある、最も身近な人権侵害です。
- (2) 生徒の健全育成を図りいじめを防止するには、特定の生徒だけの問題とせず、広く学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、協働しながら取り組む必要があります。
- (3) 生徒は、自ら安心して豊かに生活できる集団を築く推進者であり、いじめを許さない社会の実現に努めます。

3 「いじめ防止基本方針」の目的

基本理念のもとに、本校では、「いじめ防止基本方針」を策定し、学校・家庭・地域全体で、主体的かつ相互に連携を図り、いじめのない学校づくりを目指します。

II いじめ防止等のために本校が実施する施策

1 西本郷中学校「いじめ防止対策委員会」を設置します。

(1) 目的

いじめの未然防止、早期発見及び早期対処等に関する措置を実効的に、また組織的な対応を行うことを中心的に担います。

(2) 活動内容

- ・基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有
- ・いじめを察知した場合の関係生徒への事情聴取、指導、支援体制、対応方針の決定、保護者への報告、連携等の対応を組織的に実施するための方向性の策定
- ・基本方針の見直し、チェック、事案対応の検証、重大事態発生時の調査
- ・教職員の研修の企画

(3) 構成

校長、副校長、主幹教諭、生徒指導専任教諭、に加え、各学年主任、養護教諭をもって構成し、校長が統括します。

また、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

(4) 開催

いじめ対策委員会を月1回以上、スクールカウンセラーを交えた会合を週1回、定期的に行い、情報の共有化と対応に努めます。いじめの疑いがある段階で直ちに委員会を開催し組織的に対応をしていきます。また、会議録を作成・保管し進捗の管理をします。

2 本校のいじめ防止に関する具体的な取り組み

いじめ防止の観点から、年間計画（別添資料参照）に向け、以下の計画を実践します。

- ① 学期に1回以上の「アンケート」を実施します。
- ② 学期に1回以上の「教育相談」を実施します。
- ③ 保護者への啓発を行います。（講演・説明会等）
- ④ 外部講師による生徒への啓発指導を行います。
- ⑤ 情報モラル教育を推進します。
- ⑥ 教職員の研修を年1回以上行います。
- ⑦ 「横浜子ども会議」に代表生徒とともに参加をし、いじめに向かい合う機会を設けます。

(1) 未然防止

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校作りを念頭に置き、

- ① 生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間であるという基本に立ち返り、わかる授業作りを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫します。また、チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等、規律にも意識を高めます。小中一貫ブロックで公開授業を実施し、授業や生徒指導について研修・評価につなげます。
- ② 教師の不適切な認識、差別的な態度や言動が生徒を傷つけ、他の生徒によるいじめの助長にならないようにします。
- ③ 障害（発達障害を含む）がある生徒についての研修を進め、理解を深めます。
- ④ 生徒たちがいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動できるよう働きかけます。（生徒会・委員会活動等）
- ⑤ 道徳の授業や体験活動・地域活動を通して、自尊心や自己有用感を育てます。

(2) 早期発見

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。同時に生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態を把握します。

インターネット上で行われるいじめに対しては、早期発見・対応に努め、必要に応じて警察等の関係機関と連携します。情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努めます。

(3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合、特定の教師で対応せず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応します。被害生徒を守ることを最優先とし、加害生徒には教育的配慮のもと毅然とした態度で指導します。また、学校全体での働きかけを進めます。

（被害生徒）事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせ、継続的なケアを進めます。

（加害生徒）事情や心情を聴取し、再発防止に向けて継続的に指導・支援を進めます。

(4) いじめの解消

＜いじめ解消の要件＞

少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

- ① いじめ行為が少なくとも3か月止んでいること。
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 保護者・地域・外部機関との連携

教師の共通理解のみならず、保護者・地域の協力、関係機関・専門機関との連携を大切にします。

- ① 栄警察署・少年補導協議会等による保護者への啓発講演を年1回実施します。
- ② 携帯電話キャリア会社等による生徒への啓発授業を年1回実施します。
- ③ 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」「地域懇談会」「PTA 諸会合」の意見交換や情報交換を進め、個人情報に配慮をしつつ、いじめ防止のための協働体制をつくります。

III 重大事態への対応

1 重大事態の定義

いじめにより在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の発生時の対応

- ① 重大事態と思われる案件が発生した場合には、ただちに教育委員会に報告します。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を中核として、ただちに対処するとともに再発防止も視点においた事実調査を行います。
- ③ いじめを受けた生徒・保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を適切に報告します。

IV 基本方針の見直し

必要があると認められた場合、「西本郷中学校 いじめ防止基本方針」を改定し、あらためて公表します。

いじめ防止に関わる年間計画

月	学 校	保 護 者	地 域 (生徒参加)
4	人権教育・道徳教育年間計画作成 ・新しい仲間とよりよい学校づくり (道) 教職員研修 (生徒理解・情報交換等) あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)	教育計画説明会 (保護者向けガイダンス) 学級懇談会	こいのぼり設置手伝い
5	ケータイ教室・情報モラル教育の実施 ・世界平和・人類愛 (道) ・グループワークを取り入れた活動 (道) あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)	家庭訪問週間	こいのぼり片づけ
6	教育相談週間 いじめアンケート実施 ・平和教育 (道) 国際スピーチコンテスト区大会 あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)		地域・公園清掃
7	中学校区「横浜子ども会議」開催 あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)	個人面談	地区懇 (小菅ヶ谷地区) (笠間地区)
8	横浜こども国際スピーチコンテスト 教職員研修 (生徒理解・情報交換等) 「横浜子ども会議」参加 あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)		地域ふれあいフェスティバル (西本郷中主催)
9	教育相談週間 ・思いやり、協力する心 (道) 学校保健委員会 (心に関する内容) あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)		地域防災訓練 (西本郷中)
10	児童生徒交流日 ・個性や立場の理解 (道) あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)		栄区ふれあい運動会 (障害者支援) 地域秋祭り 敬老のつどい
11	人権週間について ・校長講話 ・人権週間について (道) あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)		
12	人権週間 横浜市いじめ一斉アンケート ・いじめ DVD 等視聴 (道) 生徒会人権作品制作 (ポスター・標語づくり) あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)	個人面談	
1	教育相談週間 2 年職業体験 生徒会人権作品展示、発表 あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)		小菅ヶ谷ドンド焼き
2	1 年キャリア教育 いじめアンケート実施 学校保健委員会 (心に関する内容) あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)	新入生保護者説明会 (保護者向けケータイ教室)	地域防災訓練 まち懇
3	・社会に生きる一員として (道) あいさつ運動 (生徒週 1 回・教職員週 1 回)		栄区ヤングフェスティバル・駅伝 (本郷台駅前)